

## 2 最近の再販売価格の拘束事件

件名 措置年月日	内容
<p>平成24年(措)第7号 アディダスジャパン(株)に対する件 平成24年3月2日</p>	<p>イージートーンの販売に関し、遅くとも平成22年3月下旬以降、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に</p> <p>① イージートーンのうち平成22年10月以前に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた値引き限度価格以上の価格で</p> <p>② イージートーンのうち平成22年11月以降に発売したモデルを、アディダスジャパンの定めた本体価格どおりの価格で</p> <p>それぞれ販売するよう要請し、要請に従わない場合にはイージートーンの出荷停止等を行う旨示唆するとともに、それでも要請に反する価格での販売を継続する小売業者に対しては、イージートーンの出荷を停止する、在庫を返品させるなどすることにより、値引き限度価格以上の価格で又は本体価格を維持して販売するようにさせていた。</p>
<p>平成20年(措)第14号 ハマナカ(株)に対する件 平成20年6月23日</p>	<p>ハマナカ毛糸の販売に関し、</p> <p>① 値引き限度価格を定め、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させ、小売業者が当該要請に応じない場合には、当該小売業者又は当該小売業者の取引先卸売業者に対するハマナカ毛糸の出荷を停止するなどする</p> <p>② インターネットを利用した方法により販売する場合においても、値引き限度価格以上の価格で販売させることとし、小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請するとともに、卸売業者をして、当該卸売業者がハマナカ毛糸を販売している小売業者に対し、値引き限度価格以上の価格で販売するよう要請させることにより、値引き限度価格以上の価格で販売するようにさせていた。</p>
<p>平成18年(措)第4号 日産化学工業(株)に対する件 平成18年5月22日</p>	<p>ラウンドアップハイロード3品目の販売に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、ホームセンターに対し</p> <p>① 要請に応じないときは出荷を停止することを示唆して、同社が定めた希望小売価格で販売するよう要請し、この要請に応じないホームセンターに対し、自ら又は取引先卸売業者を通じて、出荷を停止又はその数量を制限すること</p> <p>② 新規に「ラウンドアップハイロード」の商標を付した5リットル入りボトル又は500ミリリットル入りボトル3本パックを供給するに当たり、希望小売価格で販売することを取引の条件として提示し、これを受け入れたホームセンターに対し当該除草剤を供給することにより、希望小売価格で販売するようにさせていた。</p>

### 3 参照条文

#### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

##### 〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～三 （略）

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を提供すること。

イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

ロ 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

五・六 （略）

##### 〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

##### 〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

第二十条 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。